

会報

いしかわ

1995.8月 No.16



小松市お旅まつり（5月13～16日）



石川県行政書士会

## 目 次

行動力のある行政書士会を目指して	1
定時総会	1
受賞者のことば	3
会務報告	4
新副会長就任のあいさつ	8
各部長理事・理事新任のあいさつ	9
「日政連副会長の意義」	11
各部の活動状況	12
支部だより	14
女性行政書士交流会に参加して	16
国際業務研究会の活動状況について	16
平成の会活動報告	17
特別寄稿	17
意見箱のコーナー	19
書籍コーナー	20
会務日誌	20
会員の動き	21
事務局からのお知らせ	22
編集後記	22
行政書士基礎講座のご案内	23

# 会報 いしかわ

## 行動力のある行政書士会 を目指して

会長 藤井國穂



5月26日に開催されました定時総会におきまして、はからずも本会の会長に選任され、非常に身の引き締まる思いがしております。

選挙に際しましては多くの会員の方々のご支持を賜り誠に有難うございました。紙上を借りまして厚くお礼を申し上げます。

所信表明でお約束いたしました公約につきましては、最大限の努力を傾注して実現したいと思いますが、それには会員の方々の大きなご協力とご支援が是非とも必要です。我々一人一人が会の主人公であり、我々の仕事と生活は自らの力で勝ち取るという気概が必要であると思います。

今年は、行政書士法制定45周年という記念すべき年に当たりますが、行政書士を取り巻く環境の厳しさは、年々増大しているように感じられます。規制緩和による経団連からの要望、代理権の獲得を巡る自動車関係団体との軋轢、各種申請書のフロッピーディスク化、士業間のボーダーレス化等はその顕著なものであり、行政書士の職域の確保は、これらの問題の解決なしにはあり得ないと思います。

今後の会運営に関しては、より一層の民主化を図るとともに、会員の生の“声”が充分に反映される行動力のある行政書士会として発展するよう万全を期したいと思います。微力とは存じますが、誠心誠意努めたいと存じますので、会員の方々の絶大なるご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### 定時総会

新会長に藤井國穂氏選出される！

### 平成7年度定時総会開催

去る5月26日(金)午後1時30分から金沢市観光会館大集会室において平成7年度定時総会が開催され、活発な討議が繰り広げられた。

総会は茅野総務部長が司会をし、町田副会

長の開会の挨拶で始まった。続いて山本会長の活動報告を折り込んだ挨拶、永年にわたり行政書士会の発展に功績のあった11会員に対する表彰者代表の山本権(金沢)会員から謝辞があったあと来賓各位を代表し、石川県知事代理総務部総務課長三守昭夫氏から祝辞をいただいた。なお、来賓の方々は同氏のほか石川県総務部総務課松崎健一法規係長、福井

県行政書士会前田義光会長、石川県司法書士会久保均会長、石川県社会保険労務士会堀内昭夫会長、北陸税理士会金沢支部塙本晃副支部長であった。また、石川県知事谷本正憲氏をはじめとした各方々からの祝電披露を浜井業務指導部長が行った。

いよいよ議案審議となつたがこれに先立ち司会者から、総会が適法に成立した旨の報告があり議場は議長に浅井廣史（加賀）会員を選んだ。浅井議長は挨拶のあと議事録署名人として前多利彦（小松）・高橋真鈴（七尾）会員を指定した。第1号議案第2号議案及び第3号議案第4号議案はおのおの関連しているため一括提案したところ榎喜弘（小松）会員その他から具体的職域確保についてや支部運営についての質問が出された。執行部答弁ののち議場は満場一致何れも執行部提案通り可決承認した。

第5号議案は会則の一部改正の件で、執行部から社会情勢を鑑み報酬額表を一部改定すべきとの提案説明があった。議長は質疑のあと採決を求めたところ原案通り承認した。

第6号議案として議長は役員改選の件を会則等に添って提案し、桜井選挙管理委員長にその執行を命じた。選挙管理委員会の指揮のもと早速議場が閉鎖され立候補者2名による直接選挙が行われた。結果は、

藤井 國穂（金沢）候補	85票
山本 吉雄（七尾）候補	71票
白 票	4票
無 投 票	1票

以上となり、新会長に藤井國穂氏が当選したことを桜井選挙管理委員長が宣言した。また、議長は引き続き役員選任規定通り予め各支部から提出の推薦名簿を司会者に朗読させ次に

日本行政書士会連合会及び同中部地方協議会の各総会代議員等の選任を新役員会に一任することを提案し、議場はいずれも満場一致承認した。以上で議長は本総会の議事がすべて終了したことを宣し退任した。

桜井選挙管理委員長から当選証書を授与された藤井新会長は、新役員を代表し「全会員の総意で力強い行政書士会にしていきたい。」旨の挨拶を行った。最後に塙田副会長が山本前会長へのねぎらいと藤井新会長への期待を込めた閉会の挨拶を述べ盛会裡に終了した。

#### ◎ 承認・可決された議案

- |       |               |
|-------|---------------|
| 第1号議案 | 平成6年度事業報告について |
| 第2号議案 | 平成6年度決算報告の承認  |
| 第3号議案 | 平成7年度事業計画案の承認 |
| 第4号議案 | 平成7年度予算案の承認   |
| 第5号議案 | 会則の一部改正の承認    |
| 第6号議案 | 役員、代議員の選任について |

#### ◎ 会長表彰

##### ・業務経歴20年以上会員

金沢支部	倉 本 守
	喜 成 清 重
	高 宮 守
	中 英 昭
	山 本 権
	油 野 祐 二
	鍛 治 登志勝
	越 元 勝 典
	小笠原 秋 州

小松支部	潮 津 勇
七尾支部	武 元 文 平

#### ◎ 各支部推薦の選任役員

第2回理事会での「組織任務分担別役員名簿」を参照

#### ◎ 日本行政書士会連合会及び同中部地方

協議会の各総会代議員等  
第2回理事会での「組織任務分担別  
役員名簿」を参照

## 受賞のことば

### 「日政連会長表彰を受賞して」

金沢支部 小泉 山男

行政書士会に入会してから、やがて私は25年になります。「いつの間にやら…」という思いと「おかげさまで、どうにか…」という思いにかられます。入会当時は、ただ一途に新しい業務に挑戦し、いくらか軌道に乗りだしたのは10年ぐらい経過してからでした。今日ではその業務もさらに多種多様化し、厳しいながらも、やり方次第では、いわゆる「仕事になる」という時代と思われます。行政書士について社会一般の認識も深まり、業務も確立、定着しつつあるようです。たいへん喜ばしいことです。このたび私は政治連盟会長から表彰を受けましたが、深く感謝いたしております。あらためて行政書士業のより一層の発展を祈念し、さらに微力ですが会に貢献できれば、と思っている次第です。

### 「中部地方協議会会長彰を受賞して」

金沢支部 桜井伊三松

平成7年6月9日付を以て日本行政書士会連合会中部地方協議会会长青木敏二殿から、「行政書士法制定45周年に当たり記念品を贈りここに表彰します。」との表彰状を石川県行政書士会事務局から伝達された。今から3年前の平成4年6月17日付で日本行政書士会会长眞達 格殿から多年にわたり行政書士として積極的に推進された趣きを以て表彰状を受

与された不肖私としては誠に感慨無量である。斯くなる上は、精魂を傾注し、愛会の精神を以て努力する覚悟でありますことをこの紙面をもって申し上げる次第であります。ありがとうございました。

### 「勤続20年の表彰を受けて」

越元 勝典

この度、行政書士活動20年表彰を受賞できましたことは、大変光栄なことと誠にありがとうございます。又嬉しく思っております。

これも偏に諸先輩方々のご指導、ご協力の賜ものと深く感激し、心より厚くお礼申し上げます。

私は昭和50年2月に石川県行政書士会会員として登録して以来、1年が過ぎ2年が過ぎてお客様の相談相手として活動している内に早や20年経ちました。

おかげさまで私自身も業務を通じて数多くの勉強をさせていただきました。

今後も、この受賞を機により一層の研鑽に努め、お客様に頼りにされる更なる良きパートナーとしての行政書士を目指して頑張りたいと思います。

今回の表彰誠にありがとうございました。

### 「銀杯に思う」

金沢支部 高宮 守

先日は表彰して頂きありがとうございました。記念に頂いた銀杯を見ながら、古の中国の聖王禹のことを思い出していました。夏王朝の始祖である禹は、初めて酒を口にしたとき「後世必ず酒をもって国を滅ぼすものあらん」と言ったそうです。17代桀王は、末喜に狂い酒池肉林、ついに亡国の君主となった話

があります。湯王の殷王朝では、30代紂王が妲己に狂い酒池肉林、文王・武王の周王朝に取って代わられます。

国を滅ぼすほどでないにしても、酒で身体を壊す人をよく見かけます。晩酌をすると体脂肪が溜り体重が増える私は、今は晩酌を控え、体脂肪を燃焼させすべく努力しています。努力の甲斐あり目的達成の暁には、行政書士会から頂いた記念の銀杯で、娘婿から貰った「越乃寒梅」を飲むのを今から楽しみしております。

諸先生の健康とご活躍を祈ります。

## 会務報告

### 第2回理事会

去る6月1日（木）午後1時30分からMR O会館別館2階会議室において第2回理事会が22名中18名出席のもと開催された。

藤井会長が議長となり議事の提案説明を行った。各理事から建設的な意見がかわされ、次のとおり可決承認された。

1. 会長・副会長による石川県知事への表敬

### 組織任務分担別役員名簿

会 統 括	会 長	藤井 國穂（金沢）			( ) は所属支部
部 名	担当副会長	部 長	副 部 長	員	部
総務部	茅野 勇平 (金沢)	宮川 外茂次 (金沢)	中嶋 房夫 (金沢)		
経理部	高位 孝一 (七尾)	芳野 和夫 (珠洲)	小山 秋子 (金沢)		
法規・企画部	浜井 豊 (小松)	町田 健一郎 (加賀)	浦嶋 和夫 (金沢)	(輪島)	
広報部	浜井 豊 (小松)	宮本 幸子 (小松)	倉本 守 (金沢)	大森 千歌子 (輪島)	
業務指導部	茅野 勇平 (金沢)	堂口 喜明 (金沢)	京年 昇 (小松)	波座 行一・浦辺 昭 (輪島) (七尾) 兼森 繁夫 (金沢)	
監察部	辻口 外治 (金沢)	重森 憲司 (金沢)	浅井 廣史 (加賀)	舟元 基一 (七尾)	
監事	竹内 弥三男 (金沢)	岡西 俊明 (加賀)	井上 勇 (輪島)	監事については副会長・ 部長・副部長欄名は関係 ありません。	

## 「北陸建設業共同組合」問題調査特別委員会委員

浜井 豊 副会長（小松） 堂口・浦嶋・中嶋（以上金沢）京念（小松）の4理事

## 「行政書士法制定45周年記念事業」実行委員会委員

委員長－高位副会長（七尾） 副委員長－茅野副会長（金沢）

委 員－宮川・中嶋・芳野・堂口・重森・宮本・町田の7理事

## 「日行連」 代議員（出席者）

日行連理事－山本前会長 代議員－藤井会長・茅野副会長・浜井副会長

傍聴－宮川総務部長

## 「日政連」 代議員（出席者）

日政連支部長－山本前支部長 同幹事－茅野支部幹事長 同合計幹事－小泉山男

代議員－藤井支部長 浜井副支部長・宮川支部副幹事長

## 支部長会

平成1年度第1回支部長会が、6月17日本会議室において開催された。本会会長挨拶、各支部長の自己紹介の横、次の事項について審議された。

- (1) 支部長会会長の選任について  
金沢支部長である浦嶋が選任された。
- (2) 当面の活動方針について  
支部長会を本会における車の片輪として位置づけ活動していく。
- (3) 支部活動と本会活動の協調について
  - ・各支部の研修会をオープンにする。
  - ・各支部の交流を強化する。
  - ・網紀委員の支部推薦について今後検討する。

以上の事項を決定し会議を終了した。

## 日本行政書士会連合会定期大会 並びに政治連盟定期大会

副会長 浜井 豊

去る6月22日(木)・23日(金)の両日にわたり東

京都港区高輪（品川駅前）ホテルメリディアン・パシフィック東京において日行連平成7年度定時総会並びに日政連第15回定期大会が開催された。

日行連総会には、当会から藤井会長の他茅野・浜井両副会長が代議員として、日行連理事として山本前会長、オブザーバーとして宮川総務部長が出席した。日政連大会には当支部から藤井支部長の他、浜井副支部長、宮川支部副幹事長が代議員として、また日政連役員として茅野日政連幹事、小泉日政連会計幹事が出席した。（両会の開会に先立ち、21日には日行連、日政連の各議事運営委員会が開催され、各委員に選任された茅野・浜井委員がそれぞれ各議事運営委員会に出席した。）

22日は、午前10時から行政書士法制定45周年記念式典が開催された。式典では自治大臣表彰、日行連会長表彰があり、当会からは埜田外一、山岸清、酒谷信嗣の三氏が行政書士制度に対する多大な貢献が評価され日行連会長表彰を受賞された。心からお喜び申し上げます。

日行連総会は、定刻10時40分に開会。記念式典が開会セレモニーを兼ねたためであろうか、総会はセロモニーをせずに会長あいさつの後いきなり総会成立報告、議長・副議長の選任に入った。

構成員 231名 出席者 220名

(ちなみに、各单位会の構成員の配分基準は各单位の会長又は会長代理1人の他、代議員として、平成7年4月1日現在の単位会の会員数200人につき1人の割合とされている。ただし、端数があるときは、101人以上をもって1人の割合で選出される。しかし300人以下の単位会にあっては、2人が選出される。石川会は、278名の会員数であり、会長1人と代議員2人の3人が配分された。)

議長には、岡山会の岩本文夫代議員、副議長には広島会の新時高代議員がそれぞれ選出された。どちらも人格円満な方であり、議事の進め方も不安感がなく適任であったと感じられた。議事録署名人の後、議事運営委員会より議事運営方法の申し合わせ事項の報告があった。(ちなみに、申し合わせ事項の中から一部、動議の提出と再質問、再々質問について参考までにご紹介する。議案に対する修正動議と、議事進行についての動議以外の動議は、文書で22日午後7時までに議事運営委員会まで提出しなければならないとされた。本大会では動議の提出はなかった。また、議場での質問は総会前に提出された文書によるものだけが認められるものとされ、議場での再質問も質問書提出者のみに認められる。しかも、1人1回3分以内。再々質問は原則禁止。関連質問も質問書提出者以外は原則禁止。限られた時間内に議案審議を消化しなければならない事情があるとはいえ大変厳しいものである。本大会に提出された質問書は19単位

会から合計78本であった。石川会は、事前に質問書の提出がなく、よって、代議員として出席した我々は、結果として議場での発言の機会を自ら放棄したことになった。新参者であったとはいえ事前に意見集約をせずに漫然と総会に臨んだことは反省材料である。なお、総会資料として、事前に議案資料の送付を受けており、当日はさらに出席者名簿等の載った総会のしおりと質問事項書、質問の回答順序一覧の配布を受けた。)

質疑は、各部、各委員会ごとに区切って行われた。担当部長、担当委員会がまず質問事項の一つについて、回答順序に従って答弁し、ついで質問者は、議長の許可を得て発言、答弁漏れの指摘や再質問がなされた。

質疑を通して印象に残った課題の一つに、行政書士の業務報酬体系のあり方の問題がある。現行の枚数主義を脱皮する行政書士業務の新しい評価方法と評価基準を確立する鍵となる概念として「調査企画力」概念が有効ではないかという示唆を受けた。さまざまな行政手続きの専門性の度合いを「調査企画力」の量として定量的に測定し、報酬額に反映させることができたら、件別報酬への移行も夢ではないと、ふと思った。報酬体系に関する研究は会員の総力を挙げて取り組むべき(緊急課題の一つではなかろうか。

つぎに、「プライマ100」の評価について、執行部はあくまでも新会員向けの入門教科書であり、会員の専門業務に耐えられる高度な専門書ではないという答弁が印象に残った。しかし、実務に關したこのような企画が今後どのように育っていくのか、また、育てていくのか、会員の皆様のご意見を頂たいと思う。

行政書士法改正問題と行政改革、規制緩和の問題については、行政書士の制度目的にか

かわる大きな問題であり、石川会としてもさらに研究を深める必要がある。行政改革、規制緩和は、一面では行政書士の職域を狭めるものであるが、他面では行政書士の無限の可能性が開かれているように感じている。そのためには、国民のニーズに応え、国民に必要とされ、支持される職能として自ら脱皮する必要があり、その可能性に確信が持てたならば、おのずと法改正問題の会員合意に至るのはなかろうか。私自身問題意識が未消化であるためなのか、総会質疑のレベルに問題があるのか分らないが、本総会の質疑のレベルでは法改正は未だ遠しとの印象を受けた。

夕刻、いよいよ会長選挙となった。現職の栃木会所属住吉和夫氏（63歳）と埼玉会所属赤坂博道氏（65歳）の一騎打ちである。

現職は、性格的には少し陰性であるが、信念・意志力が強く、弁論も簡にして要を得ており、指導者としての資質は十分に感じられた。後者は、恰幅のよい少しほにかむところのある純情そうな人柄であり、好感が持てるが、リーダーとしての統率力に一抹の不安を感じられた。しかし、肝心の政策上の争点はよく分からなかった。

投票結果	投票総数	221票
	有効投票	219票
	住吉和夫	117票
	赤坂博道	102票

翌日は、午前9時に総会が再会された。再選された住吉和夫会長の挨拶と他の役員の選考結果の発表があり、承認された。当会の藤井会長が理事に、福井会の前田義光会長が副会長に選任された。

以上により、総会は9時30分閉会した。

10時30分から日政連第15回定期大会記念式典が開催され、本支部の小泉山男会員が日政

連会長表彰を受賞された。引き続き日政連大会となり、議事の進行が進み、正午前、役員選考のため一時休憩となった。藤井支部長が中地協選出の選考委員であった。いよいよ新役員の発表となり、本支部茅野勇平会員が日政連副会長に推挙され、本人も予期せざる快挙となった。総会は拍手でこれを承認し散会した。

## 中部地方協議会定時 総会に参加して

副会長 高位 孝一

日本日政書士中部地方協議会（石川・富山・福井・愛知・岐阜・三重の6県で構成）の平成7年度総会が、平成7年6月9日（金）午後2時から愛知県の名古屋クラウンホテルで開催され、石川県から執行部役員として山本前会長、小泉前相談役、代議員として藤井会長・辻口副会長、私及び傍聴者として茅野副会長、宮川総務部長が参加した。

開催県の朝倉愛知会会长が議長となって始まった総会は、各議案とも特段の質疑も無く原案通り可決承認した。役員改選においては各県会代表による事前協議があったのか若干の意見が出されたものの原案通り新会長に福井会の前田会長が選ばれた。また、藤井会長も理事として選出された。

このあと、意見交換（この時間は各県の進んだ活動や、取組んでいる活動また困難な問題などを話しあうことが出来、有意義であった。）となり、石川会からは①建設業許可の変更届出（営業年度終了）の毎年提出の実態

②公共工事の履行ボンド制について ③会計調査人について ④諸申請書のフロッピーディスク化について を提案した。これに対

して参加代議員から各県の実状や取組み対策など沢山の参考意見が出され、当会の今後の活動に大いに役立つことを確信した。また、福井会からは会費滞納者に対する地道で継続的な取組みが報告され、又他県での取組みについても意見を出しあった。岐阜会からは日行連総会議案書に対する感想が出されたが、各単位会の日行連理事から充分説明を受けて欲しいとの執行部見解で議場をまとめたのは、若干疑問が残った。

今回の総会で得たものは、行政書士を取り巻く環境は各県とも益々厳しくなると思うが、認識を新たに会員一同が協力しあい、食える或いは魅力ある行政書士を目指し、日々研鑽すればまだまだ明るい未来があることを各県日行政書士会の活動の中で見ることが出来たことである。

## 新副会長就任のあいさつ

### 副会長 辻口 外治

この度、会員皆様のご推薦をいただき、副会長の委嘱を受け、職責の重大さを痛感いたしているところであります。

行政書士の業務は「他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類、その他権利義務又は事実証明に関する書類を作成することを業とする」、又これらの書類を官公署に提出する手続を代行するもので、社会的にも責任のある業務でありますので、行政書士としての品位の保持、職域拡大を図るために業務研修・業務の広報に努めたいと思います。

本年は行政書士制度45周年の節目の年でもありますので会員皆様のため全力を尽くす所存であります。

会員相互の融和と協調、他士業との連結等ありますが、一つ一つ実のある活動をして行きたいと思います。会員皆様のご協力を願いし、私の就任のあいさつとします。

### 副会長 茅野 勇平

平成7年度の定時総会で選任されました新米副会長です。元より浅学非才の私でありますから、この重責を全うできるかいしさか不安がありますが、藤井新会長の指導を得て頑張る所存であります。

石川県行政書士会の運営は、藤井会長の基本方針に添って会長を助け補佐し、会員の向上発展に寄与することが肝要と考えています。

そのためにも「働く行政書士のために汗をかきます」を第一のモットーとし、種々の改革、業務の開拓、行政書士制度の周知徹底をはかりたいと存じています。これらの活動を推進する基本的精神は、誤解されることを恐れないと申しあげますと、会運営の要諦とは会の発展をはかるのでなく、会員個々の先生方の発展向上を期するということが最大最高の基本方針と考えるからです。

具体的な会運営に関しましては、この誌面に限りがございますのでふれませんのが、藤井会長を先頭に会員個々の先生方の業容の拡大をはかるべく精一杯の努力を致す覚悟でございます。と、同時に会員の皆様の絶大なるご支援とご協力を願い申し上げる次第であります。

以上、石川県行政書士会の運営について所信の一端を申し上げますとともに副会長就任のご挨拶とさせていただきます。

## 副会長 浜井 豊

このたび副会長に就任いたしましたので、一言ご挨拶申し上げます。

まず、藤井会長はじめ行政書士制度を我が分身のごとくいとおしむ真摯な心意気に溢れた役員の皆様と共にこの先2年間の会務に携わることのできる幸運に恵まれたことに対しまして心から感謝申し上げます。

さて、副会長は会長を補佐して本会の会務を執行する立場にありますが、就任にあたってその職責を次のように考えました。

- 一、大局から会務執行の方向を見据えること
- 二、会務の進捗状況全般を把握すること
- 三、会務執行のあり方が会員の付託と期待に

離反するところがないかどうか心を配ること

正直なところ私にはとてもこのような職責にたえられる見識や能力があるとはおもえませんが、他の副会長の皆様のお力添えを得て全力で取り組む所存ですので、ご支援の程宜しくお願ひ申し上げます。

## 各部長理事、理事新任のあいさつ

### 総務部長 宮川外茂次

この度、石川県行政書士会の総務部長と伝う大役を仰せつかり、その責任の重さを感じますと共に、藤井新会長の運営方針である「民主的で開かれた行動力のある行政書士会」の一翼を担えればと思っています。また、歴代総務部長各先生の業績にふれ、その実績の堅実さと確実な対応に「私にこんなことができるのか」と問い合わせばかりです。しかしながら命ぜられた上は先輩諸先生の名を汚さ

ぬよう全力を尽くす決意であります。

さて、事務局長が在職していない当会の総務部の職務は極めて多岐にわたりますが、特に山本事務局員（常駐）との連携を密にし円滑な会運営と会員各位への遅滞無き業務連絡に心を配りたいと考えています。加えて、当会と日本行政書士会連合会や石川県庁、そして各士業団体や関連団体などとの友好的交流、行政書士の地位向上につながる交渉や折衝の窓口となれるよう心がけたいと存じます。と申しましても総務部を会員各位の意に添って充分機能させるには、各位のご協力ご支援が不可欠であります。ぜひ各位のご要望や苦言並びに改善案などを寄せ頂ければ幸いと思っています。

はからずも総務部長職を引き受けたこととなりました今、会員各位にご迷惑を掛けてしまふ身を引き締めております。もとより浅学非才な私でありますから今後各位にご迷惑をおかけすることがあると思いますが、一身を込めて努力致す覚悟でありますのでご支援ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

### 法規・企画部長 町田健一郎

本年5月の定時総会において理事に選任され、法規・企画部長に就任することになりました。

前任山岸部長が本年2月に法規集を製本し、会員全員に頒布されましたことは記憶に新らしく、これはたいへんな労作であり、本会役員としてまことに有難く思っています。これにて法規の形式がととのったといえます。

いま山岸部長の後任として何を手がけたらいいのか考えてみると、法規集の内容を検討し、質問向上を求め、遂次問題点を改正

していきたいと思います。

会員にもっとも改正が早急に求められているのが慶弔規則ではないかと考えます。

組織の民主的運営、組織の活性化をもたらすような法規集を作るべく現法規に検討を加え改訂作業をしたいと考えます。

多くの会員の率直な意見、要望・提案を吸収しながら部活動を推進したいと考えます。

#### 広報部長 宮本 幸子

この度、広報部長をお引き受けすることになり、重責を感じています。広報部員としてこれまでの4年間は、ただ前部長の振るタクトに合わせて進んできたような気がします。これからは私が代わってそのタクトを振らなければいけないと思うと、本当に身の引き締まる思いです。でも、お引き受けしたからには精一杯頑張りたいと思います。

今年も会報は年3回を目標に発行する予定ですが、広報部の活動としては、広く一般の方に対しての行政書士の職域拡大につながるPR活動に重点をおきたいと思います。強調月間中の新聞廣告も、もう少し発展させる形で検討しています。新聞だけではなく、もっとマスメディアを利用したいとも考えています。この様な活動を通して、少しでも会員の皆様の声を拡大できることを祈っています。

広報部が、会員相互の懸け橋となり、一般の方々にも広がるよう努力していきますので、皆様のご指導、ご協力を願いいたします。

#### 業務指導部長 堂口 喜明

行政書士業の特徴は第一に目的をしほれないほど業務分野が広いこと、第二にそれにもかわらず専業として維持していくことが大変難

しいこと、のように思えます。

そこで、業務指導の方向としましては、専業として採算のとれる経営を維持していくためには、どのような業務が最適か、を研究していくこと、そして需要の多い業務については、すべての行政書士がその業務を取り扱えるようになること、と考えております。

言うまでもありませんが、会員登録により入会したということは、収入の保障がなくなりました、と考えるべきであり、最も努力すべきは自分自身ですが、本年は「経営の維持」を判断基準として会員のお役に立てるよう活動を進めていきたいと考えております。

今後ともご指導とご支援もお願い致します。

#### 理事・金沢支部長 浦嶋 和夫

今度、県理事・金沢支部の支部長に就いたしました浦嶋でございます。いずれも初めての経験であり、改めて責任の重さを感じている昨今であります。

さて新米の支部長としては、先ず何をしなければならないか解らずに前任者に教えを請うやら前からの文書綴りを調べるやら、今まで何も迷うことなく支部の理事をやってこれたのが不思議なくらいであります。この様ななかにありまして、私が今思いますことは、県本会と支部会の協調関係の再確認が必要ではないかということです。行政書士の社会的地位の向上、職域の確保は行政書士であるなら誰しもが願うことであります。問題はどう取扱うか、どう力を出していくかではないかと考えます。その為にも県本会と支部が基本方針を同じにすることを明確に認識することが肝要であると考えます。そうすることによって会員の方々が支部会をみても、本会を

みても行政書士会で行っていることが何であるかがはっきりする。つまり一個所に焦点を合わせれば行政書士会の活動内容が開示されることになる。そんな組織でなければならないと考えるので。そして、この開示されたというところに会員と執行部との間の信頼が生まれる土台があるのだと考えます。

今後、県理事として、金沢支部として、多々至らぬことが多いと存じますが何とぞ宜しくご指導ご鞭撻の程お願い申し上げます。

#### 理事 倉本 守

月日の経つのは早いもので「行政書士」の看板を掲げてはや20年経過しました。

当時は、建設業許可制度は確立されておらず登録制度の時代でした。また、行政書士会自身の会の運営というものは全くされていなかったように思います。

現在は県行政書士会はもとより、各支部の充実ぶりは目を見張るものがあります。その献身的な活動の積み重ねで今日の立派な行政書士会が築きあげられたのではないかでしょうか。ここまで素晴らしい活躍された諸先生方には改めて敬意を表したいと思います。

この会の充実、発展が今日の行政書士自身の社会的地位を向上せしめたことはいうまでもありません。従来は外から眺める立場に居たわけですが、この度石川県行政書士会の理事を賜り責任の重大さを痛感しております。

微力ではありますが、会の運営、活動に多少でも広報部の立場から寄与できれば幸いに思う次第です。皆様のご協力、ご指導の程宜しくお願い申し上げます。

#### 理事 大森千歌子

先日の理事会での職務分担で、広報部員として広報部所属になりました。広報部は会報の発刊と、行政書士を広く皆さんに理解していただくための広報活動に関する業務をいたします。会員に親しまれる会報づくりと行政書士のピーアールについて、会員諸先生のご意見をいただきながら努めてまいりたいと思っておりますので、ご協力とご指導をお願いいたします。

常日頃、感じ、実現できればいいなと思っておりることは、各種の士業団体との友好協議会をつくり、各業務分野の連絡と協調をはかり、友好を深めるために各士業者が個人的に参加自由な交流会を年に一回でも開催することができれば、専門家の立場での情報交換ができ、お互いの職域の理解もされ、行政書士のピーアールにも役立つのではないかということです。皆さんの協力で、ぜひ実現できますように！

#### 「日政連副会長の意義」

##### 日政連副会長 茅野 勇平

平成7年度の日本行政書士政治連盟の定期大会で副会長に選任されました。

この日本行政書士政治連盟とは、日本行政書士会連合会の種々の活動に対し、政治的側面から目的達成に寄与することが使命といえます。日本行政書士会連合会と日本行政書士政治連盟は、正に車の両輪にたとえられる団体であり、何方がかけても行政書士の業務伸展に大きな支障が生じます。

私は、日本行政書士会中部地方協議会推薦の副会長となります。この中部地方協議会

に所属する行政書士会は、三重県、愛知県、岐阜県とお隣の富山県、福井県にあわせ我石川県の6県で構成されているものです。全国的には、北海道地方協議会、東北地方協議会、関東地方協議会、中部地方協議会、近畿地方協議会、中国地方協議会、四国地方協議会、九州地方協議会の8地方協議会が組織されており、その中から6人の副会長が推薦された定期大会において選任されるものであります。

私自身の身の処し方は、当然石川県行政書士会を代表する者の立場を堅持しつつも、北陸三県の事情を勘案し、中部地方協議会の一員としての役割も担い、全国でご活躍されている行政書士のためにも全国的規模での視野でモノ言わなくてはならないと肝に命じているものであります。

この身であります五尺余の身体を燃焼しつゝ覚悟で、行政書士全体が発展向上されますよう微力を發揮したいと考えます。

## 各部の活動状況

### 総務部長 宮川外茂次

総務部の基本的業務は、①会の民主的で円滑な運営を確保する。②当会と会外団体等との窓口となり友好機関を発展させたり、各種交渉の調整役となる。③本会と各支部との協調体制の推進役となる。④本会各部間の活動協調・調整役となる。等々 会長を中心とした執行部の活動方針が迅速に伝わり、適格に実施されるよう総合的に行動する部署についてこうと話し合いました。

さらに、今年度総務部の具体的活動としましては、毎年10月に実施しています「行政書士制度強調月間」の拡充と、同「月間」行事

の催しとして10月中旬に予定しています「行政書士法制定45周年」記念事業及び、懸案でありました石川県下各士業団体協議会の発足であります。

現在その成功のための諸準備を進めていますが、当会主催の諸活動の成功の如何は何れも会員各位の積極的参加にあることを充分ご理解頂き本会支部会を問わず各事業・行事にご参加ご協力下さることをお願い致します。

### 法規・企画部長 町田健一郎

平成7年7月11日、本会会議室において第1回の部会を開催した。

今後1年間に規則・会則を順次全面的に検討を加え、改正の必要があると判断される点は改正を図っていきたいという方針を確認した。

つづいて各論として次の点を議題とした。

- ① 綱紀委員の選任に関し、支部割り当てにすることの可否、ならびに委任定数の変更の可否。
- ② 選挙管理委員の任期につき、他の役員任期と同一にする必要の有無、必要ある場合のその方法
- ③ 今年度の部会の日程ならびに部員の役割分担。

会則・規則・会の組織運営に対する会員の意見ならびに要望を求めておりますので、これらに関して意見のある方は、本会又は部員の方へ意見を提出してください。

### 広報部長 宮本 幸子

去る7月8日(土)午後1時30分から本会会議室において、第1回広報部会が開かれた。本年度の活動方針については、次のように協議

した。

- ① 会報の発刊回数について  
年3回の発刊を目標にする。
- ② 強調月間中の活動について  
新聞広告の掲載は同じ経費でより多くの読者に有效地にPRできる方法を検討する。  
45周年事業のPRも併せて掲載する。
- ③ その他の広報活動について  
より多くの一般市民への業務のPRを目指すためラジオの20秒間のスポットCMを活用できるよう検討する。
- その後、会報16号の発行計画を協議し、午後3時30分頃閉会した。

#### 業務指導部長 堂口 喜明

本年度の業務指導部の活動方針を策定するため7月13日(木)本会会議質において、第1回業務指導部会が開催されました。

業務指導部の本年度重点活動は建設業に関する研修会とします。本年から受付時期が変更された「経審」を始め、各種の変更届書についても研修会を実施することになりました。会場は金沢のほか七尾・小松でも開催し参加者の利便を考慮します。このほか、変更届提出の完全実施や「経審」受付業務を書士会で取り扱かれるよう行政庁へ働きかけていきます。

また、内部的には支部や業務部会で実施される研修会を積極的に支援し、新入会員のオリエンテーションには講師を派遣します。

このほか営業として採算の取れる新規の業務についても実態を調べていきます。



#### 「農地法許可申請書統一用紙 作成について」

##### 前業務指導部員 酒谷 信嗣

昨年理事会で、統一用紙（3条・4条・5条・4条届出・5条届出）の作成が決議され、それを受けた業務部で作業に入りました。最初に県の農政課の了解を頂き、次に各市町村の申請用紙を殆ど集め、2回程専門部会で協議しました。

各市町村で少しづつ様式が異なっていますが、その最大公約数を取るという意味で、県の基本様式に極力忠実に作成しました。主観的にいいますと、基本様式も少し変更してほしい部分がありますが、各市町村の了解を得るために、少くとも最初はこれでいかざるを得ないと思います。

但し、各欄の大きさや間合いのとり方等は、実際に作成する我々行政書士が書き易いように、大巾に変更しました。中央部には、水色のカラーを入れ、本人申請の一般用紙と、行政書士専用の統一用紙（今回作成したもの）が一目で見分けられる様にしました。これにより非行政書士排除が容易に行えると思います。

もう少しで統一用紙は完成し、次には各市町村に、この用紙の使用についての理解を求めなければいけないという仕事が残っています。その折には、是非会員各位の御協力をお願いしたいと思います。

##### 監察部 重森 憲司

7月1日第1回部会を開催し、本年度の活動方針について次の通り決定した。

I 「非行政書士の排除活動」については、

- ①農地法関係
- ②建設業関係
- ③車庫証明
- ④入管法関係（パスポート申請を含む。）

⑤その他会員の強い要望のある分野を重点とし、会員の要請に基づき業務拡大と結合させ告訴告発も含め強力に推進する事とする。

II 今年の「行政書士制度強調月間」（10月1日～31日）は行政書士法制定45周年記念事業の一環として行い相談活動も重視する事とする。

- ① 「行政書士110番」は電話2台以上設置し、10月2日～10月4日の三日間行う。
- ② 面談による無料相談会の開催を各支部に要請する。
- ③ 各マスコミ、自治体広報紙に取り上げてもらうよう働きかける。
- ④ 上記相談員には役員のみならず多くの会員の方にも協力をお願いする。

## 支部だより

### ◎金沢支部

平成7年度定時総会は、5月19日片山津温泉白山荘で、31名の会員の出席を得て開催された。ここで平成6年度事業報告及び決算報告、平成7年度事業計画案及び予算案が満場一致で可決された。引続き役員改選が行なわれ、支部長を初め14名の新役員が賛成多数で選出された。総会終了後懇親会が開かれ、会員相互の親睦を深め盛会にて終了した。

7月1日、最初の役員会において、当支部の基本方針として、石川県行政書士会の基本方針に基づき、行政書士を取りまく環境の変化に適切に対応しうる行政書士の資質及び品位を高め、業務の改善進歩並びに職域の確保

などを図るため、会員の信頼と合意のうえに立った会務運営に努めることを掲げた。また、支部の業務を総務部、監察部、広報部、法規企画部、業務研修部に分掌化した。この他、研修会を充実させる事や支部規約を刷り直し、会員に配布する事を決定した。今後、当支部では、会員の方々の意見や要望に耳を傾け、支部発展に全力を尽くしたいと思います。

### ◎小松支部

小松支部長 前多 利彦

平成7年5月19日サンピア小松において平成7年度支部総会を開催した。

支部会員総数33名、本人出席21名

本年度総会も多数の支部会員の出席があり、活発な意見交換が行われ盛会であった。

#### 議決事項

平成6年度決算承認

平成7年度予算案承認

平成7年度事業計画案承認

上記議案審議終了後石川県行政書士会会长選挙立候補者 藤井國穂氏を支部推薦候補とすることを決議した。

総会終了後会場を変えて懇親会が行われ、和気あいあいのうちに終了した。

平成7年6月30日支部役員会を開催し、第1回支部長会の報告及び本年度の具体的事業計画の立案等について審議した。

平成7年7月19日支部長事務所に小松市立丸の内中学校の2年生男子生徒3名、女子生徒3名及び引率の先生1名が進路指導ということでカメラ、ビデオ持参で訪れた。1時間に渡っていろいろな質問を受けたり、また子供たちの反応も様々であったが、とても真剣に話を聞いていた。詳しくは、広報の記事を読まれたい。

## 行政書士事務所に珍客

去る7月19日午後4時、小松市京町の前多事務所にかわいらしい訪問客があった。丸の内中学校2年生の進路研究隊の皆さんで、行政書士の職業についての調査の為に訪れた。担任の先生によると、いろいろな職種の調査の為市内を廻っているとのこと。生徒達から「どんな仕事をしているのですか」「出張はありますか」「10年後はどうなりますか」「女人の人でもなれますか」などの質問が飛び、名豆記者ぶりを發揮していました。前多会員は、中学生にしては的を得た質問もあり返答に窮したことでもあった様子でした。



### ◎輪島支部

5月19日(金)平成7年度の定時総会を、輪島市「のと吉」において本会会長殿のご出席をいただき、支部会員23名（内委任状8名）の出席を得て開催しました。

総会終了後「農地法による諸申請等」の実務についての研修を講師として管内5市町村農業委員会事務担当職員の出席をいただき、質疑応答なども行ない実施しました。

この研修は、農業委員会に対しての行政書士制度の周知にも効果があったものと思っております。

平成6年の強調月間には、関係官公署等に対して行政書士制度の普及周知の文書依頼と、ポスター・支部会員名簿を送付し窓口掲示方を依頼しました。掲示されている官公署も増えつつあります。

能登三支部合同研修会は3月18日に穴水町にて開催しました。三支部合同研修会については、今後とも継続していきたいと思います。

## 石川県知事表敬訪問

6月5日午後4時から、藤井会長、辻口・高位・茅野・浜井の各副会長、宮川総務部長は、就任挨拶のため石川県知事室を訪れ、谷本正憲知事と親しく懇談した。

懇談の席上、藤井会長は、行政書司法制定45周年記念式典へのご臨席について、茅野副会長は、当会事務局の移転先として県庁舎移転後の空き庁舎利用について、それぞれ要望する旨を知事に伝えた。知事は要望事項を復唱し、しっかり受けとめられた様子であり、訪問者一同大変心強く思い知事室を退室した。



## 女性行政書士交流会に参加して

輪島支部 大森千歌子

6月10日、11日の両日にわたり、福井県の芦原町「パストラル青雲閣」で女性行政書士交流会が開催され、今年は、秋田・東京・神奈川・静岡・三重・岐阜・滋賀・兵庫・和歌山・長野・京都・大阪・新潟・富山・石川から60名が集合いたしました。

交流会では、5グループに分かれ、地域と行政のパイプ役として活躍している様子や問題点、こんな事をやりたい等について話し合い、その後グループ代表が総括的にグループの発表をするという形式で進められました。

私はEグループでしたが、12名の方々から話題が提出され、「私はこうしている」「このようにした方がよい」等お互いの経験談をまじえながら、有意義な話し合いができました。中でも一番関心のあったことは、経審について、大阪・京都会では県の監理課職員は出席されず、行政書士会の会員が審査にあたると

いうことです。又静岡会でも今年県と行政書士会が契約をして、経審の審査の手伝いをすることになり、それは行政協力ということで、交通費が支給されるということです。福井会でも、京都へ研修視察に行ってこられ経審の審査を引受けるための研修・勉強会を実施していると発表されました。このよう行政書士が行政に認められ、責任をもって活躍されていることに感心し、このすばらしい活躍ぶりを見習えるように、勉強していかなければならぬと強く感じました。

交流会の締めくくりに、女性の特権を利用し、何事にも消極的にならず、お客様のホームドクターとなるよう研鑽に励み、レベルアップしていくことを誓い、来年は富山で開催することに決定し、“元気で富山で会いましょう”を合言葉に会を閉じました。

来年も隣県での開催ですので、石川県のみなさん多数参加して下さいますように、願っております。



## 国際業務研究会の 活動状況について

国際業務研究会世話人 京念 昇

本年4月1日付けをもって、業務指導部の

下における研究会の一つとして、「国際業務研究会」が発足しました。

この研究会は、国際化の流れに対応して、主に入管業務や国籍関係業務の専門業務分野

について、研修活動等を行うことが目的です。

活動期間は、発足から向こう2年間とし、その時点で、個人・法人を対象として入管業務の相談受付を開設することが目標です。

活動内容は、毎月1回第3木曜日、午後6時から9時まで本会会議室にて行い、先ず有斐閣リブレ「わかりやすい国籍法」を6回、その後、同「わかりやすい入管法」を6回ぐらい輪読方式でアウトラインを学び、次に書式による実務中心の研鑽を予定しています。

現在12名のメンバーで、6月に第1回を開きました。毎月1回継続的な参加意欲のある方は事務局にご連絡下さい。

### 平成の会活動報告

金沢支部 的場 晴次

平成以降に事務所を開業した人やこれから行政書士事務所を開業する人達に、少しでも不安をとり除くために研修会を開催してお互いに勉強し、情報交換する事によって親睦を図り、行政書士業務の研鑽を積むことを目的として、先輩の貴重なご指導を得て行政書士平成の会を片山義宏会員、新井明治会員、中川大会員と共に発足させました。

平成の会では第1回研修会として「車庫証明」「建設業許可申請」(出席者16名)、第2回研修会では「建設業許可申請書の書き方」(出席者20名)を開催しました。第3回研修会といたしまして「建設業の財務書の書き方」及び新執行部との懇親会を8月19日(土)に金沢スカイホテルで開催致します。今後の研修会の予定といたしましては「会社設立の定款の作成」「遺産分割協議書と相続」「運送業の許可申請書の作成」「農転の申請書の作成」等行政書士業務の基本的な業務の研修を行い

たいと思っております。

今後の行政書士業務は規制緩和の流れ、各種業務の独立と楽観を許されませんが、将来に夢のある行政書士業務を開拓するためにも平成の会への会員各位のご指導、ご鞭撻とご協力を宜しくお願い申し上げます。

## 特別寄稿

### 立法技術の一考察

七尾支部 塩田 義一

国とか地方公共団体で立法事務にたずさわる人の参考書として「例解立法技術（林修三著）」、「法制執務提要」、「法令用語辞典」、「立法における常識」などの多くの書物がある。また、一つの法律案の原案を作成し、内閣法制局の審議を終わり、閣議決定を行って国会に提出した後、国会において具体的な審議を経て法律案として可決成立したあと内閣が法律として公布するまでのことを広義の立法技術と呼ぶことにする。

立法技術とは一般的に立法するにあたって、その新しい立法を常識的な意味で、正しい・適正な・かつ、わかりやすい立法にするために、立法の内容及び立法上の形式（表現）の両面にわたって考慮に入れることを要するいろいろな技術（テクニック）を指すものといえる。この立法技術をさらに分析すると、立法の内容の面から考えるべきものと、立法の形式（表現）の面から考えるべきものとに大きくわけることができる。前者はその内容が常に正しいものであることと、他の法令との間に矛盾抵触がないようにその内容が整備統一されていることであり、後者は文字的表現が、立法の目的とするところを正確に、かつ、

わかりやすく表現されていることである。ここでいう立法とは、国家機関・地方公共団体の機関あるいは一般国民に対し、ある種の法的拘束を与えるような成文の法規範を定立する行為を広く指す意味である。したがって法形式の面からいって、国会で制定する法律のみならず、政令・府省令・規則等国の行政・司法の諸機関の制定する命令も、条例・規則等地方公共団体の議会・長等の制定する法規もすべて含まれる。立法技術は立法に広く適用されるべき諸原理・諸原則・諸技術である。また、立法はその過程からみていいろいろの段階・手続に分れる。

内容面から見た立法技術は一言でいえば、正しい、かつ、矛盾なく統一された適切な立法をすることであり、さらにこれを分拆してみると、(1)立法の内容が法たるに適する強要性をもっているかどうかということ。(2)立法の内容が特定の社会において、人の遵由を期待し、かつ、その法の内容を実現しうるだけの実効性をもっているかどうかということ、(3)立法の内容は正しく、かつ、良いものでなければならないということ、(4)立法は既存の法秩序との間に法的な協調が保たれていなければならないということが挙げられる。

形式面から見た立法技術は、その形式（表現）面から見て、立法において第一に考慮すべきことは、(1)表現の正確さということである。立法の目的・意図が成文の文字・文章の上に正確に表現されるということが、立法において最も大切なことである。(2)表現の平明、つまりわかりやすさということである。法は、一般民衆の遵守を期待するものであるから、一般国民の理解しやすいものでなければならぬ。また、法文構成上の約束として、法令

の題名・制定文・目的規定・定義規定・解釈規定の問題がある。また、法文形式上の約束として、(1)法令を本則と附則に分け、本則には本体的規定を置き、附則には施行期日に関する規定と経過的規定を置くこと、(2)本則は、原則として条に分ち、条はさらに項に分つこと。(3)条には原則としてその内容を簡明にあらわすような見出しをつけること。(4)項が二項以上ある場合には第二項以下に項番号を附し、検索の便宜を図ること。(5)附則は、原則として・項に分ち、場合によって条及び項に分けること。(6)複雑な長い法令は、内容を適宜章・節等に区分すること。(7)章・節等の区分のある法令には、題名の次に目次をつけること。(8)題名・目次・章・節・条・項・号等の書き方については一定の形式によること、(9)一部改正法令の場合の改正規定の書き方についても一定のきまった形式によること等がある。

現在の法令に使われる文字は漢字とひらがなであり、文体は国語体である。ただし、かな文字については外国の地名、人名を書きあらわす場合とか、外国語を音訳して使う場合とか、号の細分としてイ・ロ・ハの区分を使う場合にはかたかなが用いられる。なお、句読点も一般公用文の書き方の例による。漢字については当用漢字表とその音訓表により、字体も当用漢字字体表による。かなづかいは、同じく「現代かなづかい」による。また、難しい漢字を使う必要のある場合にはやさしい別の言葉のいい換え、書き換えを考え、又はかな書にすることになる。

立法上の表現がどんなにやさしくできても、立法の内容が正確に表現されていなければ、その立法は所期の目的を達することが

できない。この意味で立法の内容を、文字と文章によって表現することは、立法技術上の上で何より大切なことである。また、法令上にはいろいろ特殊の意味をもつて用いられる慣用語ないしは、慣用句があることを知っていなければならないということである。たとえば「又は」と「若しくは」、「及び」と「並びに」の使い分けとか、「することができない」は法律上の権利能力がないことを表現するのに用いるべきであり、一定のことをしてはならないこと、つまり不作為義務を命ずる

場合には、「してはならない。」という表現を用いるというぐあいである。さらに、当用漢字にない漢字の部分をかな書にする場合 (1) 傍点をつけることをやめる。(2)熟語の一部分だけが当用漢字表、同音訓表にない漢字である場合をかな書にしている。(例 幹旋—あっせん) (3)専門用語や特殊の法令の用語で、当用漢字表、同音訓表にない漢文が混じってくる場合、漢字のまま書いて横にふりがなをつけるという方法をとっている。

(出拠文献=昭和38年5月20日学陽書房発行の「例解立法技術」・林修三著によった。)

## 意見箱のコーナー

### 規制緩和と行政書士

金沢支部 河本 照正

一般論として規制緩和とか競争原理の導入は、当然賛成すべきものと思われるが、いざとなると相当痛みを生ずる部分がある。

今回の車検制度の簡素化によって、自動車販売業者は修理代収入減に頭をかかえていると報道されている。

行政書士も、建設業の許可申請が5年毎に

なったことによって、その部分に限ってみれば仕事量は4割減となる。

さらに、建設業の入札制度に関しても、外国のように、保険会社の完成保証を得る制度に改められたならば、経審制度は廃止され、行政書士は壊滅的な打撃を受けることは間違いない。

そんな心配ばかりしていると、頭がはげると言われるかも知れないが、世の中は規制緩和の方向に進んでいることは、間違いないようだ。簡単にまねされないような知識、能力を身につけることが、必要ではなかろうか。

### 県書士会にのぞむ

輪島支部 水元 農

今回送付されて来た本会発行の「独立開業」という小冊子、一読まことに解り易く参考になります。

我々の提出する書類は多種多様にわたりこれに精通し即時処理できる人は少ないと思います。

しかし依頼人は行政書士のところに行けば解決又書類作成提出可能と考えておられます。会員諸兄にも得意、不得意があると思いますが、その業務内容をアドバイス出来る会員を県の書士会で把握できないか。あまり手がけた事のない事件が出てきたとき書士会に照会、アウトラインだけでも知らせていただければ依頼者に対し時間も早くなり行政書士の信用も増すと考えられますが、如何でしょうか。

これは手前勝手な意見とは思いますが、あえて愚見を述べてみました。

諸兄の意見を求めます。

## 書籍コーナー

◎事務局に次の書籍がありますので会員の皆様是非御利用下さい。

- 「法人格なき団体の実務」
- 「風営適正化法」ハンドブック
- 「医療法人制度の解説」
- 「統内容証明モデル文例集」
- 「公正証書モデル文例集」
- 「行政手続法をいかに活用するか」
- 「農地法の実務解説」
- 「行政書士開業マニュアル」
- 「最低資本金と織織変更」
- 「はやわかり行政手続法」
- 「1995年建設産業政策大綱」
- 「新訂公共工事標準請負契約約款の解説」
- 「トラック運送事業実務者のための貨物運送取扱事業申請書書き方の手引」

## 会務日誌

平成6年

- 10月22日 広報部長 5名
  - 11月9日 業務研修会「石川県における交通規制行政について車庫証明業務に関する質疑」 24名
  - 11月17~18日 社労税務経営関係業務指導者研修会 1名
  - 11月24~25日 保健衛生風俗営業指導者研修会 1名
  - 12月5日 中部地方協議会理事会 1名
- 平成7年
- 1月20日 日本行政書士会連合会 新年賀詞交歓会 3名 (個人) 1名

2月18日	農地法申請用紙統一化打合せ会	10名
3月6日	北陸三県連絡協議会	3名
4月8日	経理部会	2名
4月15日	経理調査	2名
4月15日	監査	3名
4月19日	平成7年度第1回理事会	16名
4月24日	選挙管理委員会	6名
4月26日	会長選挙告示	
5月2日	新規登録証書伝達	2名
5月17日	選挙管理委員会	5名
5月22日	農地法申請用紙統一化打合せ会	10名
5月26日	平成7年度定時総会	
	本人出席151名 委任状62名	
5月27日	石川県司法書士会総会出席	1名
5月27日	福井県行政書士会総会出席	1名
5月31日	会長・副会長会議	6名
6月1日	平成7年度第2回理事会	19名
6月2日	石川県土地家屋調査士会総会出席	1名
6月5日	会長・副会長県庁訪問	6名
6月9~10日	中部地方協議会定時総会	6名
6月17日	支部長会	11名
6月22~23日	日本行政書士会連合会定時総会	6名
6月30日	行政書士法制定45周年記念事業実行委員会	7名
7月1日	監査部会	4名
7月8日	広報部会	6名
7月11日	法規企画部会	4名
7月13日	業務指導部会	4名
7月20日	新規登録証書伝達	2名
	石川県土業団体協議会打合せ会	3名
	広報部会	5名
7月28日	福井県行政書士会訪問	4名
	(建設業経営審査手続きの会移行についての調査)	

## 会員の動き

### 《新規登録入会者》(21名)

登録年月日	所属支部	氏 名	事 務 所	電話番号
平成 6. 11. 1	金 沢	西野 久夫	金沢市新神田 3 丁目 8 番22号	(0762)92-3007
平成 6. 12. 1	金 沢	新井 明治	松任市倉光西 2 丁目16番地 7	(0762)76-9297
平成 6. 12. 8	金 沢	中橋 哲男	金沢市本多町 1 丁目 6 番13号	(0762)31-5080
平成 7. 1. 4	珠 洲	斎藤 忠男	珠洲市蛸島町タ部134番地の 1	(0768)82-6675
平成 7. 1. 4	金 沢	北村 宏	金沢市高畠 1 丁目84番地	(0762)91-3706
平成 7. 1. 4	金 沢	平野 邦夫	金沢市上荒屋 6 丁目324番地	(0762)49-6864
平成 7. 1. 12	金 沢	上戸 大介	金沢市千田町口33番地 4	(0762)57-2429
平成 7. 2. 1	金 沢	西田 秋英	金沢市上荒屋 2 丁目68番地	(0762)69-0552
平成 7. 2. 8	金 沢	寺田 隆	金沢市夕日寺町ホ172番甲地	(0762)51-9248
平成 7. 2. 8	金 沢	新川 渉	金沢市四十万 3 丁目139番地 ベルシエ宮岸101	(0762)96-2131
平成 7. 2. 8	金 沢	中川 大	金沢市八日市 2 丁目218番地 桂荘203	(0762)44-3822
平成 7. 3. 1	金 沢	関 朱実	金沢市十一屋町11番 7 号	(0762)41-9313
平成 7. 3. 1	金 沢	吳藤 憲治	金沢市末町12の 1 番48	(0762)29-0811
平成 7. 4. 3	金 沢	中野 孝	金沢市高尾 2 丁目97番地	(0762)96-0439
平成 7. 4. 14	金 沢	廣田 謙次	金沢市石引 2 丁目20番19号	(0762)62-3807
平成 7. 5. 1	金 沢	池邑 彰	金沢市旭町 3 丁目 8 番 8 号 宮下コープ302	(0762)32-8394
平成 7. 5. 1	金 沢	村中 正樹	松任市石立町25番地	(0762)75-3845
平成 7. 5. 12	金 沢	高塚 昌宏	金沢市山科町ソ40番地 6	(0762)42-3046
平成 7. 6. 1	金 沢	山本 洋子	金沢市北安江町458番地 7	(0762)63-2120
平成 7. 6. 1	金 沢	下出 美鈴	金沢市北安江町363番地10	(0762)63-3036
平成 7. 7. 1	金 沢	西川 義忠	河北郡津幡町字横浜に 9 番地 3	(0762)89-2424

### 《退会者》(8名)

退会年月日	氏 名	退会事由
平成 6. 10. 24	濱 田 政 治	廃 業
平成 6. 11. 10	森 忠 幸	廃 業
平成 7. 1. 7	福 田 正 次	廃 業
平成 7. 2. 27	平 元 孝 一	死 亡
平成 7. 4. 7	宮 本 重 喜	廃 業
平成 7. 4. 14	三 谷 正 之	廃 業
平成 7. 4. 14	荒 井 栄 松	廃 業
平成 7. 6. 19	北 出 正 樹	廃 業

## 《変更登録事項者》(11名)

変更年月日	所属支部	変更事項	氏 名	新住所・事務所	電話番号
6. 10. 25	金沢	事務所・住所	茅野 勇平	金沢市西念町=88番地 4	(0762)23-6581
6. 11. 31	金沢	事務所・住所	中嶋 房夫	金沢市新神田 4 丁目13番12号	(0762)91-7537
6. 11. 18	金沢	事務所・住所	今村 幸夫	松任市八田町1223-8	(0762)75-7987
7. 1. 19	金沢	事務所・住所	垣内 申治	金沢市駅西本町 2 丁目1122番地	(0762)22-1590
7. 1. 31	金沢	本籍・住所	水見 勇人	金沢市入江 2 丁目177番地	(0762)92-1548
7. 2. 10	金沢	本籍・事務所	後出 博俊	金沢市西念 1 丁目16番29号	(0762)22-3377
7. 2. 23	金沢	本籍・住所・事務所	石野 芳則	金沢市西念町56街区15番地	(0762)24-2725
7. 2. 23	金沢	事務所・住所	瀧野 恒征	金沢市八日市 2 丁目162番地 2	(0762)80-7077
7. 4. 28	金沢	事務所・住所	大岡耿一郎	金沢市新神田 3 丁目 2 番 8 号	(0762)91-3050
7. 6. 29	金沢	電話番号	中野 孝	金沢市高尾 2 丁目97番地	(0762)96-0439
7. 6. 29	金沢	事務所	市川 隆俊	金沢市三口新町 4 丁目 2 番 12 号	(0762)22-3766
7. 7. 14	金沢	住所	藤井 国穂	金沢市緑が丘10番 6 号	(0762)47-5146
7. 7. 14	金沢	本籍・住所・事務所	倉本 守	松任市布市 1 丁目196番地	(0762)76-4047

## 事務局からのお知らせ

### ◎会費納入について

本年度会費を納めておられない方は至急次の口座へ納入をお願いいたします。

口座名 石川県行政書士会

口座番号 北国銀行本多町出張所

普通預金 008717

口座名 日本行政書士政治連盟石川県  
支部

普通預金 009136

### ◎ファックス番号の連絡のお願い

事務局からの連絡事項をファックスで行なっています。会員名簿や新入会員でファックス番号の未連絡や変更された会員は急ぎ事務局まで御連絡下さい。

下では、稲のいもち病が心配されているとか。せめて心の中は気象条件に左右されないでいきたいものです。

阪神大震災、オウム事件と暗いニュースが続く中、米大リーグ、ドジャースの野茂投手の活躍には、日本中が明るい未来を取り戻したかのようです。

広報部も新部員を迎えて、明るい雰囲気で活動が始まりました。前部長、部員の方々ご苦労さまでした。これまでの活動に加え、益々発展できるよう、部員一丸となり頑張っていきますので、どうぞ宜しくお願ひいたします。

どんな些細なことでも気がついたことがありましたら、どしどし原稿をお送り下さい。部員一同お待ちしています。会員の皆様にとって少しでも意義のある会報になるよう、ご協力を願ひいたします。(S・M)

## 編集後記

長雨による日照不足が深刻になっている県

平成7年度

## 行政書士基礎講座のご案内

国民と行政のかけ橋として重要な役割を担っている行政書士の業務は、近年ますます複雑化・高度化してきており、その対応は迅速かつ正確さが要請されております。このような時代のニーズに応えるために、日本行政書士会連合会では、昨年度に引き続き、全国新入会員を対象とした行政書士基礎講座を下記のとおり、実施することといたしました。該当会員の積極的なご参加を期待しております。

### -記-

- 対象者：行政書士の新入会員及びそれに準ずる会員（入会3年以内を目安とする）
- 開催日程、研修会場、受講料：

日程	研修会場	受講料	懇親会費
9月8日(金) ～9日(土)	札幌：札幌サンプラザ 札幌市北区北24条西5丁目☎011(758)3111	10,000-	7,000-
9月21日(木) ～22日(金)	岡山：岡山商工会議所 岡山市厚生町3-1-15 ☎086(232)2255	12,000- 昼食含む	7,000-
9月29日(金) ～30日(土)	名古屋：愛知会館 名古屋市東区葵3-24-11 ☎052(936)5171	12,000- 昼食含む	7,000-
10月6日(金) ～7日(土)	東京：行政書士会館 目黒区青葉台3-1-6 ☎03(3476)0031	10,000-	7,000-

- [受講料] ・テキスト代を含みます。  
・岡山、名古屋会場は2日目提供する昼食代を含みますが、札幌、東京会場は各自外食等をしていただきます。
- [懇親会] ・受講者間の交歓のため1日目の5時半より懇親の場を用意いたしました。  
・札幌、名古屋会場は研修会場で、岡山、東京会場は研修会場の近隣で開催いたします。自由参加ですが、多くのご参加をお待ちしております。

- カリキュラム（予定）：

【第1日】		【第2日】	
13:00～13:30	オリエンテーション	9:00～11:00	書類作成の基礎知識
13:30～14:10	行政書士の業務分野	12:30～13:50	行政書士法と関係法令
14:20～15:40	平板測量・作図の方法	14:00～15:00	パソコンの活用方法
16:00～17:00	報酬額の算定方法		

[講師] 大学教授、弁護士、他（予定）

- 定員：各会場とも100名程度（先申し込み順）
- 申込方法：電話で所属単位会に希望会場と懇親会の参加有無を告げ、お申し込みください。折り返し案内書類をお届けいたします。
- 申込期限：札幌会場／8月18日（金）、岡山・名古屋・東京会場／9月1日（金）

◆主催／日本行政書士会連合会 ◆協力／地方協議会・単位会

